

ふくしま産業復興企業立地補助金第12次募集概要

	要 件	摘 要										
補助対象業種	①製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、エネルギー、農商工連携の各関連産業業種 ②旧企業立地促進法集積業種のうち製造業及び研究所を設置する業種 ③自ら使用するための物流施設を設置する業種 ④コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種 ⑤知事が特に認める企業											
補助対象事業及び対象経費	補助対象業種の企業が次の施設で行う機械設備等の設置（更新、入替は除く。）にかかる費用とします。 ①工場（製造業の用に供される施設） ②物流施設（自ら使用するために建設する倉庫、配送センター等） ③試験研究施設 （製造業を営む者が製品開発等に利用するための試験又は研究を行う施設） ④コールセンター等の対事業者サービス業の施設 （情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設）	着手（契約、発注等）しているものに係る費用は補助対象としません。										
	<p>※ 津波・原子力災害被災地或雇用創出企業立地補助金の対象となる事業は、平成31年2月18日から平成31年5月27日まで公募している当該補助金（第9次公募）に応募してください。</p> <p>また、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の対象となる事業（12市町村の避難指示区域等『田村市、川俣町、南相馬市の一部及び双葉郡8町村、飯館村』での事業）は、今後公募が予定されている第4次公募に応募してください。</p>											
交付要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">投下固定資産額 5千万円以上</td> <td style="width: 50%;">新規地元雇用者数 3人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 1億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 5人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 10億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 10人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 50億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 50人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 100億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 100人以上</td> </tr> </table> <p>※補助金の交付要件は、上表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数となります。</p> <p>※原則として、投下固定資産額の金額の1%以上、再生可能エネルギー関連施設に対する投資を行うこととなります。</p>	投下固定資産額 5千万円以上	新規地元雇用者数 3人以上	投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上	投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上	投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上	投下固定資産額 100億円以上	新規地元雇用者数 100人以上	
投下固定資産額 5千万円以上	新規地元雇用者数 3人以上											
投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上											
投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上											
投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上											
投下固定資産額 100億円以上	新規地元雇用者数 100人以上											
補助上限額	10億円。ただし知事が特に認める案件については、30億円。											
補助率	投資を実施する場所、企業規模に応じて下表の補助率が適用となります。											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 45%;">津波浸水区域 (新地町、相馬市、南相馬市（避難指示区域等を除く）、いわき市)</th> <th style="width: 45%;">その他の地域 (避難指示区域等及び津波浸水地域以外の地域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td style="text-align: center;">1/3 以内</td> <td style="text-align: center;">1/4 以内</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td style="text-align: center;">1/2 以内</td> <td style="text-align: center;">1/3 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 土地や建物の取得を含む設置投資については、「津波・原子力災害被災地或雇用創出企業立地補助金」を活用してください。</p> <p>※2 避難指示区域等については、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」を活用してください。</p> <p>※3 予算を上回る状況となった場合には補助率の調整を行う場合があります。</p>	区分	津波浸水区域 (新地町、相馬市、南相馬市（避難指示区域等を除く）、いわき市)	その他の地域 (避難指示区域等及び津波浸水地域以外の地域)	大企業	1/3 以内	1/4 以内	中小企業	1/2 以内	1/3 以内		
区分	津波浸水区域 (新地町、相馬市、南相馬市（避難指示区域等を除く）、いわき市)	その他の地域 (避難指示区域等及び津波浸水地域以外の地域)										
大企業	1/3 以内	1/4 以内										
中小企業	1/2 以内	1/3 以内										
事業実施期間	原則として、平成33年3月末までに事業を完了し操業することとします。											
受付期間	平成31年3月1日（金）～平成31年5月27日（月）正午まで											

<p>その他</p>	<p>申請する企業は、事業内容、投資計画、雇用計画等について事前に県に相談（<u>企業立地課：電話024-521-8523</u>）をお願いします。</p> <p>特に、H23.3.11 時点で警戒区域等において操業されていた場合には、補助対象経費、着手時期等の運用が異なる場合がありますので、お問い合わせ願います。</p> <p>※ <u>事業の着手は、対象企業の指定を受けた日以降となります。</u></p> <p>なお、単なる自社の事情以外の特別の理由（代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注にこたえられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど）により企業立地機会を失いかねない多大な損失が発生する場合に、<u>あらかじめ行われる申請により、事業の事前着手を認める場合がありますが、事業の事前着手が認められた場合でも、指定企業とすることを約束するものではありません。</u></p> <p>※ 本事業の実施にあたっては、本補助金の交付要綱、福島県補助金等の交付等に関する規則等の規定を遵守していただくこととなります。</p> <p>補助金対象企業として指定された場合は、補助事業の進捗状況調査、補助金支払いのための完了検査、補助金支払完了後の検査・現況調査等を実施しますので、御協力をお願いします。（御協力が得られない場合、補助金返還等が必要になる場合があります。）</p> <p>なお、補助金不正受給等を防止するため、補助対象物品等の納入業者への調査（施設、設備を御社へ納入した業者への直接調査）を実施する場合があります。調査への御理解と納入業者様へ調査が行われることへの事前の周知、協力依頼につきましてもお願いいたします。</p>	
------------	---	--